

## 第5章 変更・取り消し・払い戻し

### 1. 変更・払い戻し等

#### ★ (1) 乗車券類変更

##### ① 旅行開始前または使用開始前の変更

##### ア. 乗車券類（座席未指定券を除く）

1回に限って無手数料で同種類の他の乗車券類に変更できる。（指定券は利用列車の乗車駅発時刻前まで）

同種類の乗車券類への変更の他、自由席特急券・特定特急券・急行券・自由席グリーン券は、指定券への変更もできる。ただし、指定券から座席未指定券（未指定特急券）への変更はできない。

変更した結果、金額に差額が生じた場合、不足額は収受し過剰額は払い戻しする。

- (例) 

普通乗車券（片道）	⇒	普通乗車券（往復）	○
自由席特急券	⇒	指定席特急券	○
指定席特急券	⇒	座席未指定券（未指定特急券）	×

##### イ. 座席未指定券（未指定特急券）

券面表示の乗車日までは、1回に限って無手数料で同種類の券に変更できる。

また、同一区間かつ同一料金の指定券にも変更できる。この場合は、変更回数に含めない。

- (例) 

座席未指定券	⇒	指定席特急券	○
--------	---	--------	---

(注1) 指定券を乗車日の前日または当日に変更した場合、新券に「乗変、2日以内に変更」を押印する。当該新券を払い戻す場合は、30%（3割）の払戻手数料がかかる。

(注2) 普通乗車券（片道・往復・連続）、自由席特急券・急行券の有効開始日の変更は、乗車券類変更とみなして、1回の回数に数える。

(注3) 指定券で、乗車日・列車・区間・設備・料金のすべてが変更にならない場合で、禁煙席と喫煙席、窓側席と通路側席、号車などの変更は、乗車券類変更の回数として数えない。

(注4) 指定席特急券で、変更したい指定席に空席がない場合は、自由席特急券に変更できる。

★ (注5) 指定席特急券は、列車出発後でもその日のうちに出発する、同一区間の後続列車の普通車自由席に限って乗車することができる。指定席に乗車する場合は、指定席特急料金全額を支払う。ただし、全車指定席の特急列車は、立席利用か空席があれば空席を利用することもできる。

##### ② 旅行開始後または使用開始後の変更

ア. 区間変更	乗り越し、経路変更、方向変更のことで不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。
イ. 種類変更	自由席特急券・特定特急券または急行券の相互間、自由席グリーン券(A)または(B)の相互間の変更が1回に限り可能で、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。
ウ. 指定券変更	乗車した列車の設備や区間の変更が1回に限り可能で、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

乗車変更できる券種一覧

		変更しようとする乗車券類													
		普通乗車券			特急券				グリーン券				寝台券		指定券
		片道	往復	連続	指定	自由	特定	立席	A指	A自	B指	B自	A寝	B寝	
所持している乗車券類	普通乗車券	片道	○	○	○										
		往復	○	○	○										
		連続	○	○	○										
	特急券	指定				○	▲	▲		○	▲	○		○	○
		自由				○	○	○	○	○	○	○		○	○
		特定				○	○	○	○	○	○	○		○	○
		立席				○	▲	▲		○	▲	○		○	○
	グリーン券	A指				○			○	○		○		○	○
		A自				○			○	○		○	○	○	○
		B指				○	▲	▲	○	○	▲	○		○	○
	寝台券	A寝				○	▲	▲	○	○	▲	○		○	○
		B寝				○	▲	▲	○	○	▲	○		○	○
		指定券				○	▲	▲	○	○	▲	○		○	○

○…変更可能

▲…指定席特急券から自由席特急券への乗車変更は不可（ただし、希望する列車の指定席が満席の場合に限り変更可）

★★★ (2) 取り消し・払い戻し

乗車券類は、使用開始前で有効期間内に払い戻す場合、以下の払戻手数料がかかる。

①普通乗車券及び座席を指定しない料金券で、使用開始前の払戻手数料（大人・小児同額）

乗車券類		払戻期限	払戻手数料
普通乗車券	片道	有効期間内	1枚につき220円
	往復		
	連続		
自由席特急券		出発時刻まで	1枚につき340円
自由席グリーン券			
普通急行券			
特定特急券・立席特急券		券面表示の乗車日まで	1枚につき340円
座席未指定券（未指定特急券）			

ア. 往復乗車券・連続乗車券の払い戻し

往復乗車券および連続乗車券は2枚であるが、1枚とみなす。

【払い戻し例1】往復（割引）乗車券を旅行開始前に払い戻す場合

見本 乗車券（ゆき）（幹）

区東京都区内 → 新青森

經由：新幹線・新青森

12月10日から12月19日まで有効 ￥\*\*\*

券面表示の都区市内各駅下車前途無効

XXXX.11.12 XXXX 発行 復割 C03

02828401 (2- )

34818-351

見本 乗車券（かえり）（幹）

新青森 → 区東京都区内

經由：新青森・新幹線

12月10日から12月19日まで有効 ￥18,600

券面表示の都区市内各駅下車前途無効

XXXX.11.12 XXXX 発行 復割 C03

02828402 (2- )

34818-352

払戻手数料：220円

払い戻し額：18,600円 - 220円 = 18,380円

イ. 普通乗車券の旅行開始後の払い戻し

(ア) 往復割引乗車券を片道使用し片道払い戻す場合

往復割引乗車券を片道使用し片道未使用の場合、乗車券の有効期間内であれば、往復割引運賃より、すでに使用した無割引の片道の普通旅客運賃と払戻手数料220円を差し引き払い戻しする。

【払い戻し例2】 往復割引乗車券を往路使用后、新青森駅で旅行を中止し、有効期間内に復路を払い戻しする場合



・ 往復割引運賃18,600円から往路の無割引の普通旅客運賃10,340円と払戻手数料220円を差し引いた残額を払い戻しする。

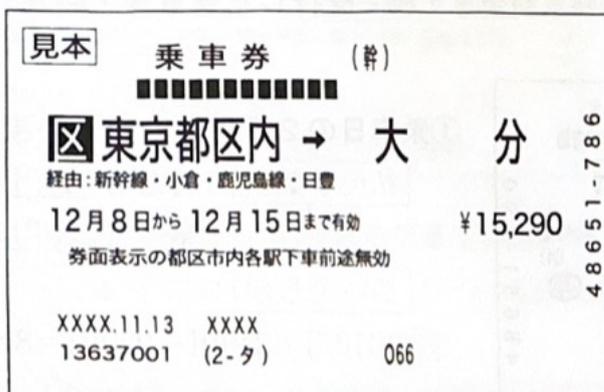
払戻手数料 : 220円

払い戻し額 : 18,600円 - 10,340円 - 220円 = 8,040円

(イ) 片道乗車券の途中駅で旅行を中止し、その前途を払い戻す場合

普通乗車券で旅行開始後、途中駅で旅行を中止した場合、乗車券の有効期間内で、乗車しない区間の営業キロが100kmを超えていれば、すでに乗車した区間の運賃と払戻手数料220円を差し引いて残額があれば払い戻しをする。

【払い戻し例3】 東京都区内～大分の片道乗車券を岡山駅で旅行を中止し、有効期間内に前途を払い戻す場合



・ 乗車しない岡山～大分間の営業キロ507.7kmが100kmを超えているので払い戻しが可能である。

・ 乗車した東京～岡山間（幹線）の営業キロ732.9kmに該当する普通旅客運賃10,670円と払戻手数料を差し引いた残額を払い戻しすることができる。

払戻手数料 : 220円

払い戻し額 : 15,290円 - 10,670円 - 220円 = 4,400円

指定券の種類	払戻時期		払戻手数料	
			列車出発の2日前まで	出発の前日～出発時刻まで
指定席特急券			340円	30% (最低340円)
特急券・グリーン券 (グランクラスを含む)			340円	グリーン料金の30%
特急券・寝台券			340円	寝台料金の30%
指定席グリーン券			340円	30% (最低340円)
座席指定券			340円	30% (最低340円)
特急券・個室寝台券			1葉 340円	個室寝台料金の30%
特急普通車個室券 (山陽新幹線の一部)	1葉発券	1葉	340円	券面金額の30%
	1人1枚発券	1枚	340円	1枚ごとに30%
特急券・グリーン個室券			1葉 340円	1室あたりの グリーン個室料金の30%

- (注1) 払戻手数料の340円は大人・小児同額である。  
 (注2) 払戻手数料30% (3割) の計算で、10円未満の端数は切り捨てる。  
 (注3) 指定席特急券・指定席グリーン券・寝台券・指定席券は、指定された列車の**出発時刻を過ぎると無効**になり、**払い戻しできない**。  
 ただし、**指定席特急券**については、**乗り遅れた場合でも指定列車の乗車日と同じ日のうちなら普通車自由席**に限って利用できる。(P113注5)。  
 (注4) 「**乗変、2日以内に変更**」と表示された指定券を払い戻す場合は、**30% (3割)**の払戻手数料がかかる。(P118)  
 (注5) **特急券とグリーン券・寝台券と組合せ**になっている指定券は、**特急料金には払戻手数料はかからない**。  
 (注6) 東北新幹線(東京～福島間)と「つばさ号」(福島～新庄間)、または東北新幹線(東京～盛岡間)と「こまち号」(盛岡～秋田間)を、直通乗車する場合(いずれも改札口を出ないで、当日中に乗り継いで乗車する場合を含む)で、**1枚で発行した特急券を払い戻すときは、新幹線の特急料金と在来線の特急料金の合計額**(グリーン車の場合は通しのグリーン料金)に対して払戻手数料を計算する。  
 (注7) 東海道・山陽新幹線と九州新幹線、東北新幹線と北海道新幹線を改札口を出ないで乗り継ぐ場合(直通乗車を含む)で、**1枚で発行した特急券(または特急券・グリーン券)を払い戻すときは、特急料金(またはグリーン料金)の合計額**に対して払戻手数料を計算する。  
 (注8) 1つの寝台を大人1人、小児1人で使用するために購入した小児の特急券の払戻手数料は220円である。

**【払い戻し例1】新幹線と在来線の特急料金を1枚で発行した乗車券・特急券を払い戻す場合**

**見本** 乗車券・新幹線特急券 \*\*\*\*\*  
 ..□□.. 乗車券 5月17日まで有効

**大阪 (市内) → 金 沢**

5月15日 15:40発 17:00着 **【敦賀乗換】** 17:08発 17:49着  
 サンダーバード 31号 C20 つるぎ 32号 C41  
**3号車 10番A席** **3号車 10番A席**

券面の都区市内各駅下車前途無効

**¥9,410** 幹特在特  
 内訳: 乗4,840・特4,570

XXXX.XXX XXXXXX (X-夕) 13694501

48651790

①乗車日の2日前までの払い戻し

**払戻手数料**: 特急券340円 × 1枚  
 乗車券220円

**払い戻し額**:  
 9,410円 - 340円 - 220円 = 8,850円

②乗車日の前日から出発時刻までの払い戻し

払戻手数料：特急券4,570円×0.3=1,370円

乗車券220円

払い戻し額：9,410円 - 1,370円 - 220円 = 7,820円

【払い戻し例2】 2人用個室寝台を大人2人が利用する特急券・寝台券を払い戻す場合

見本	特急券・B寝台券		
	東京	→	岡山
	(21:50 発)		(6:27 着) サンライズツイン
	12月21日	サンライズ瀬戸	4号車 3番 個室 C31
	¥22,000	内訳：特6,600	・寝15,400
	2人用		
XXXX.11.12	XXXX	発行	(2-タ)
03135601			⊗

97509-086

①乗車日の2日前までの払い戻し

払戻手数料：340円×1葉=340円

払い戻し額：22,000円 - 340円 = 21,660円

②乗車日の前日から出発時刻までの払い戻し

払戻手数料：15,400円×0.3=4,620円

払い戻し額：22,000円 - 4,620円 = 17,380円

【払い戻し例3】 2つの特急料金を1枚で発行した乗車券・特急券を払い戻す場合

見本	乗車券・新幹線特急券 *****		
	東京 (都区内)	→	山形
	3月15日 (11:00 発)		(13:44 着) C03
	つばさ135号		14号車 5番A席 ⊕
	¥11,450	内訳：乗6,050	・特1,130
			・幹特4,270
	券面の都区市内各駅下車前途無効		
XXXX.2.20	XXXXX	(2- )	13728101

48651-788

①乗車日の2日前までの払い戻し

払戻手数料：特急券340円×1枚

乗車券220円

払い戻し額：

11,450円 - 340円 - 220円 = 10,890円

②乗車日の前日から出発時刻までの払い戻し

払戻手数料：特急券(1,130円 + 4,270円)×0.3=1,620円

乗車券220円

払い戻し額：11,450円 - 1,620円 - 220円 = 9,610円

【払い戻し例4】 2つの特急料金を1枚で発行した乗車券・特急券を払い戻す場合

見本 乗車券・新幹線特急券 \*\*\*\*\*  
 ..... ■■■■ 乗車券 8月1日まで有効

新大阪(市内) → 熊本

7月28日 9:02発 11:30着【博多乗換】 12:01発 12:39着  
 のぞみ5号 語 C30 さくら549号 C50  
 7号車 6番A席(Ⓜ) 4号車 12番A席(Ⓜ)

¥20,230  
 内訳: 乗11,110・特6,230・九特2,890

XXXX.X.XX XXXXXX (2-夕) 13694501

48651-787

①乗車日の2日前までの払い戻し

払戻手数料: 特急券340円 × 1枚  
 乗車券220円

払い戻し額: 20,230円 - 340円 - 220円 = 19,670円

②乗車日の前日から出発時刻までの払い戻し

払戻手数料: 特急券(6,230円 + 2,890円) × 0.3 = 2,736円 → 端数切り捨て → 2,730円  
 乗車券220円

払い戻し額: 20,230円 - 2,730円 - 220円 = 17,280円

【払い戻し例5】 乗変マークのある特急券を払い戻す場合

見本 新幹線特急券 2日以内に変更

東京 → 岡山

3月15日 (7:48発) (11:02着) C42  
 のぞみ13号 5号車 8番E席(Ⓜ)

¥7,100

NO6170  
乗変

XXXX.3.11 XXXX発行 (2-夕) 30052-01

34444-486

払戻手数料

7,100円 × 0.3 = 2,130円

払い戻し額

7,100円 - 2,130円 = 4,970円

※券面に「乗変」2日以内に変更とある場合は、券面(変更後)の列車出発時刻までは、いつ払い戻しをしても30%の払戻手数料がかかる。

★ (3) 紛失

乗車券類を紛失した場合の取扱方は、次のとおりである。

①個人の場合

- ・旅客は再度同じ乗車券類を購入する。(指定券は同一列車に限る。)
- ・この場合再購入した券面に、「紛失再」の表示を受ける。旅行終了駅で、「再收受証明(1年間有効)」を受け、紛失券が発見されるまで旅客が保管する。
- ・紛失券が後日発見された場合、上記証明をつけて請求すれば、払戻手数料220円(指定券は340円)で払い戻しされる。ただし再購入した乗車券類の発行日の翌日から起算して1年以内に限る。

②団体の場合

- ・団体乗車券または貸切乗車券の場合は、係員がその事実を認定することができれば、別に運賃・料金は収受せず再交付できる。

## 2. 運行不能および遅延

### (1) 不通区間が発生したとき（運行不能）

#### ①乗車券類購入前

災害などで不通区間が発生した場合は、その区間の乗車券は発売停止となる。不通区間をバス連絡したり、列車を迂回運転できる状態であれば、その区間は開通したのものとして乗車券を発売する。

#### ②乗車券類購入後で出発前の旅行中止（旅行見合せ）

不通区間に係わる乗車券類を旅行開始前に払い戻す場合は、すべて無手数料で全額払い戻しをする。

#### ③旅行開始後の旅行中止

##### ア. 乗車券

中止駅～着駅間（未使用区間）の運賃を無手数料で払い戻す。

原券が割引乗車券の場合は、割引条件に関係なく、同じ割引率による運賃とする。

##### イ. 特急券・急行券・グリーン券・座席指定券

無手数料で全額払い戻しをする。

##### ウ. 寝台券

朝6時まで使用できなかった場合に限り、無手数料で全額払い戻しをする。

#### ④他経路乗車船

不通区間を他の最短経路により、乗車券の着駅と同一目的地まで旅行した場合は、原券と実際に乗車船した区間の運賃を比較して過剰額は払い戻しをし、不足額は収受しない。

#### ★ ⑤無賃送還

旅行を中止して出発地に引き返したいと請求した場合は、途中下車をしないことを条件に、最も近い時間の同種類の列車により無賃で出発地に戻れる。

この場合、原乗車券および料金券は無手数料で全額払い戻しをする。

## (2) 遅延・故障などの場合

### ★★★ ①払い戻しの原則

- ア. 特急料金・急行料金は「スピードの対価」であるため、2時間以上遅れて到着した場合は全額払い戻す。
- イ. グリーン料金・寝台料金・座席指定料金は「設備利用の対価」であるため、遅延を理由とする払い戻しはできない。
- ウ. 乗車券（運賃）は「運送の対価」であるから、遅延を理由とする払い戻しはできない。

### ②旅行開始前の払い戻し

特急・急行列車の出発時刻が1時間以上遅れたとき、または遅れることが確実なときは、運賃・料金とも無手数料で全額払い戻しができる。

### ③「遅延特約」の急行券の発売

特急・急行列車が2時間以上遅延していること、または2時間以上遅延することが確実であることを承知で、特急券・急行券を購入する場合は、払い戻しをしないことを条件に、特急料金・急行料金が5割引きとなる。

### ④旅行開始後の遅延・故障など

- ア. 目的地へ2時間以上遅れて到着することが確実なとき、または接続予定列車に間に合わず1時間以上接続列車がない場合は、運行不能のときの「P119 (1) ③旅行開始後の旅行中止」または「P119 (1) ⑤無貨送還」の取扱いを選択できる。
- イ. 乗車中の特急・急行列車が途中の駅で運転中止となったり、2時間以上遅延したとき、後続の他の特急・急行列車を利用して旅行を続ける場合は、急行は後続の急行へ、特急は後続の特急または急行へ無料で乗車できる。中止した列車の特急・急行料金は全額払い戻しとなる。
- ウ. 特急・急行の冷・暖房が故障した場合

指定席・寝台 { 他の車両に空席のない場合(立席)……料金全体の全額を払い戻す。  
                  { 故障車両で旅行を継続した場合……料金全体の半額を払い戻す。

自由席 { 他の車両に空席のない場合……普通車指定席へ案内する。  
          { 故障車両で旅行を継続した場合……急行料金の半額を払い戻す。

## 第6章 団体乗車券の取扱い

### 1. 団体乗車券の発売

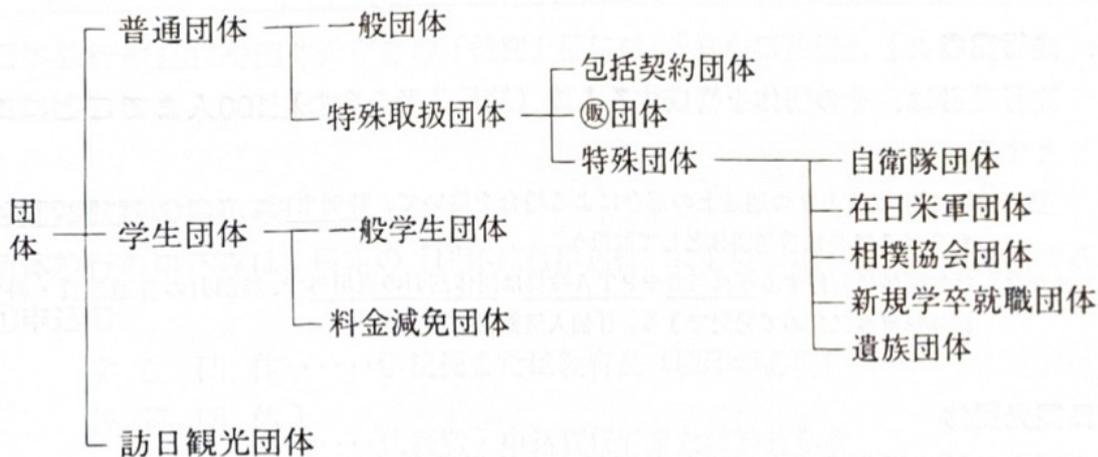
J Rでは、まとまって旅行する旅客の構成が、次に述べる旅行目的、構成人員など一定の条件に該当し、申請を受けてJ Rの団体旅客として承認した場合に、団体割引を適用する。

#### (1) 団体旅客

団体旅客とは、原則的に定義すれば一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅・経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合で、J Rが団体として運送を引き受けたものである。

(一団となった旅客とは、例外を除き8人以上のことである)

#### (2) 団体の種別



- ・ 包括契約団体 : 年間取扱人数を定め、特別な契約をした団体で、宗教団体がある。
- ・ Ⓢ 団 体 : 特別の運送条件を定め、運賃・料金の割引を行う。
- ・ 料金減免団体 : 小・中・高校の団体が、臨時列車を利用する場合に、急行料金が減額または免除となる。

#### ★★ ①普通団体

8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもので、資格や大人・小児を問わない。

## ★ ②学生団体

次のいずれかに該当する学校等の学生等が8人以上と付添人、教職員（嘱託の医師、看護師を含む）、またはこれと同行する旅行者によって構成された団体で、その学校長が証明し、教職員が引率をするもの。

ただし、へき地教育振興法に規定するへき地校で市町村教育委員会が証明した生徒・児童の場合は、8人未満でも学生団体として取扱う。

### ア. 学生等

- ・ 指定学校の学生・生徒・児童または幼児
- ・ 児童福祉法に規定する保育所等の児童

### イ. 付添人、教職員

付添人は次の場合に限り、旅客1人につき大人1人が認められる。

- ・ 幼稚園・保育所・小学3年以下の幼児及び児童
- ・ 障害または虚弱のため、JRにおいて付添を必要と認めるとき

### ウ. 旅行者

旅行者は、その団体を構成する人員（旅行者を含む）100人までごとに1人とする。

（注1）学生団体はJRの運送上の都合による場合を除いて、特別車両、A寝台は利用できない。利用する場合は普通団体として取扱う。

（注2）学生団体に同行する写真業者やPTA役員は団体割引の適用外で、無割引の普通運賃・料金を団体乗車券に含めて発売できる。（「個人無割引旅客」という）

## ③訪日観光団体

8人以上の訪日観光客またはこれと同行する旅行者（ガイドを含む）とによって構成された団体で、責任ある代表者が引率するもの。この場合、日本国在外外交官・入国審査官、(社)日本旅行業協会会長または(社)全国旅行業協会会長が発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。

## (3) 団体構成の特殊取扱い

### ①団体構成人員に満たない場合

不足人員分の団体旅客運賃および料金を支払えば団体として取扱う。（特殊学校を除く）

### ②個人割引運賃

「学生割引」、「被救護者割引」・「身体障害者割引」・「知的障害者割引」などは個人割引旅客として、団体の構成人員に含めて引き受けることができる。ただし、団体全人員の5割を超えてはならない。

(4) 定期列車と臨時列車

①定期列車……あらかじめ一定の席数を「団体事前引受枠」としている。

②臨時列車
 

- 専用臨時列車…行程の全部または一部を、その団体が専用する臨時列車
- 集約臨時列車…連続7日間以上運転される列車で、修学旅行用列車
- 一般臨時列車…上記以外の臨時列車

★★ (5) 大口団体と小口団体

大口団体と小口団体の区分は、人数によるものでなく、「専用臨時列車」を利用する団体が大口団体で、その他の団体は小口団体という。小口団体は人数により「A小口」と「B小口」に区分される。

①大口団体		「専用臨時列車」を1つの団体だけで利用する団体
②小口団体	A小口団体	31人以上
	B小口団体	8人～30人

団体旅行申込書や団体乗車券の「種別」欄には、「B小口普通」、「A小口学生」・「B小口訪観」のように記入する。

(6) 団体旅行の申込み

団体旅行の申込みは、所定の「団体旅行申込書」に必要事項を記入して提出する。

①申込者

学 生 団 体……学校長または教育長（職印が必要）  
 普 通 団 体 } ……代表者・申込責任者または旅行者  
 訪日観光団体 }

②団体旅客運送の申込受付期間

大口団体	出発日の9ヵ月前から2ヵ月前まで
小口団体	出発日の9ヵ月前から14日前まで ただし、別に定める場合は12日前まで受け付けることがある。 (例1) 9/15出発の場合は、前年12/15から9/1まで受付 (例2) 11/30出発の場合は、3/1から11/16まで受付

(注) 上記受付期間は原則であり、特に定める場合は期間外においても運送の申込みを受け付ける。

## (7) 団体運送の引受け

### ①引受制限

年間を通し一般旅客で混雑する次の期間は、団体事前引受枠を縮小したり、引き受けを制限することがある。

- ・ ゴールデンウィーク 4月28日頃から5月6日頃まで
- ・ 夏の混雑期 8月6日頃から8月20日頃まで
- ・ 年末年始 12月25日頃から1月10日頃まで

### ②分割輸送

団体乗車券は、全員が同じ列車・設備・区間を利用することになっているが、輸送上の都合で列車等を異にする場合であっても、一つの団体として取扱うことができる。

## (8) 旅客車専用扱団体と保証金

列車単位または車両単位で専用する次の団体は「旅客車専用扱」となり、責任人員が付され、**保証金**の納付が義務づけられる。

- ・ 専用臨時列車を一つの団体が利用する**大口団体**
- ・ グリーン車または寝台車を増結する**小口団体**
- ・ その他で、旅客が旅客車専用扱を請求した団体
- ・ 保証金は運送引受けの内容に従って計算した**団体旅客運賃の1割相当額**である。
- ・ 運送引き受け後の取り消しで、JRの責に帰すべき事由であるとき以外は保証金を返還しない。

## ★ (9) 指定保証金

指定券を利用する**小口団体**に対しては、**指定保証金**を支払うことを条件に運送の引受を行う。

指定保証金は、運送引受後で団体乗車券（団券）発行前の予約申込金のようなもので、1ヵ月1日前までの減員または全部取り消しの場合は、減額または返還をする。

### ①指定保証金収受人員

- ア. **申込人員の9割**に相当する人員とし、1人未満の端数は切り捨てる。
- イ. 団券を発行するとき減員があつて、**実際乗車人員**で発券する場合も、指定保証金収受人員は減員前の申込人員が対象となる。

### ②指定保証金

- ア. 納付額は、**300円×①の人員（大人・小児同額）**で、行程中指定券を何回利用しても1人あたり300円である。
- イ. 団券発行時に運賃・料金に充当される。

★★ (10) 運賃の割引率

団体の区分		取扱期間	割引率
普通団体 (一般の団体)		第1期	1割引
		第2期	1割5分引
	専用臨時列車を利用する場合	第1期	5分引
		第2期	1割引
訪日観光団体		通年	1割5分引
学生団体	中学生以上 (大人運賃の)	通年	5割引
	小学生以下 (小児運賃の)	通年	3割引
	教職員・付添人・旅行者	通年	3割引

(注1) 料金にはこの割引は適用されない。

(注2) 第1期と第2期で割引率が異なるのは「普通団体」だけで、学生団体と訪日観光団体は通年同じ割引率である。

【普通団体の第1期・第2期の区分】

第1期	1/1~10	3/1~5/31	7/1~8/31	10/1~31	12/21~31
第2期	1/11~2/末	6/1~30	9/1~30	11/1~12/20	

★★ 次のように行程中の2個以上の列車の乗車駅における乗車日が、第1期と第2期の両方にまたがる場合は、全行程に対して第2期の割引率を適用する。

(例)

往路 6月29日……第2期	}	全行程第2期の割引率（1割5分引）を適用する。
復路 7月1日……第1期		
往路 8月30日……第1期	}	全行程第2期の割引率（1割5分引）を適用する。
復路 9月1日……第2期		

★★ (11) 運賃・料金の無貨扱い

学生団体を除いて、普通団体と訪日観光団体は、その団体の構成人員によって次のような無貨扱いがあり、運賃だけでなく料金も無料となる。

	8~14人	15~30人	31~50人	51~100人	101~150人	以下50人増すごとに
普通団体 (小口団体)	/		1人	2人	3人	1人を加える
訪日観光団体			1人	2人	3人	

(注1) 大人と小児が混乗の場合は有利な方の大人に適用する。

(注2) 学割や身体障害者など個人割引旅客を含む場合は、その人員を含めた全人員に対して無貨扱人員を計算する。

## ★★ (12) 運賃・料金の計算方

団体旅客運賃・料金は、基本的に次のように計算する。

$$\begin{array}{l} \text{運賃} \cdots \cdots 1 \text{人あたり普通運賃計} \times (1 - \text{割引率}) \rightarrow \text{端数整理} \times (\text{購入人員} - \text{無賃人員}) \\ \text{料金} \cdots \cdots 1 \text{人あたりの料金計} \times (\text{購入人員} - \text{無賃人員}) \\ \hline \text{合計} \cdots \cdots \text{団体旅客運賃} \cdot \text{料金計} = \text{団体乗車券 (団券)} \end{array}$$

### ① 1人あたりの普通運賃

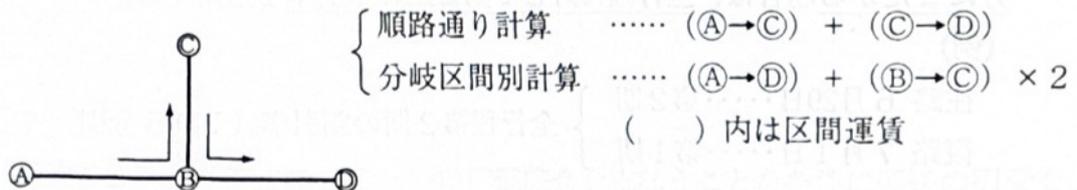
普通乗車券は実際に乗車する経路および発着の順序によって計算することになっているが、団体旅客運賃を計算するための普通運賃は、乗車日に関係なく、全行程に対して、不乗通算や分岐線の分離計算などにより、有利な打切区間によって計算できる。

## ★ ア. 打切区間

団体旅客運賃を計算する基礎となるのが打切区間で、打切区間ごとの普通運賃（小児は区間ごとに大人普通運賃を折半し端数整理）を合算し、普通運賃の合計金額を割引いて端数整理したものが1人あたりの団体旅客運賃である。

片道・往復・連続乗車の場合の打切区間と普通運賃は次のようになる。

- ・片道乗車……当該区間とその運賃
- ・往復乗車……往路区間とその運賃 + 復路区間とその運賃 (P128【計算例1】)
- ・連続乗車……次のいずれか低額な方 (P129【計算例2】)



### イ. 不乗通算 (P129【計算例3】)

不乗通算とは、JRの途中で実際には乗車しない区間があっても乗車したものととして、その区間のキロ数と前後の区間のキロ数とを通算して運賃を算出することである。ただし、団体旅客運送申込みの際、不乗区間を明示し、JRの承諾が必要である。

★★ ②運賃の割引

- ア. 団体旅客運賃は、打切区間ごとの1人あたりの普通運賃を合算したものを割り引く。
- イ. 普通団体で行程中の2個以上の列車の乗車日が第1期と第2期とにまたがる場合は、有利な方の第2期の割引率（1割5分引）を全行程に適用する。
- ウ. 割引率が異なる人員構成の場合は、同じ割引率ごとに計算したものを合算する。

(例) 1人あたり 大人普通運賃 合計16,060円

中学生120人 教職員3人 旅行者1人 写真業者1人のA小口学生団体の場合

学生	$16,060円 \times (1 - 0.5) = 8,030円$	$8,030円 \times 120人 = 963,600円$
教職員・旅行者	$16,060円 \times (1 - 0.3) = 11,242円 \rightarrow 11,240円$	$\times 4人 = 44,960円$
写真業者(無割引)	.....	16,060円

団体旅客運賃合計 1,024,620円

(注) 季節によって割引率が異なるのは普通団体のみで、学生団体や訪日観光団体は通年同じ割引率である。

★★ ③1人あたりの料金

特殊な場合を除いて、料金の団体割引はないので、無賃扱いが適用される以外は**個人と同様**の計算をする。

また、団体旅客運賃は乗車日に関係なく全行程に対して計算するが、団体の料金は乗車日ごと・乗車列車ごと（新幹線内乗継などの例外あり）に計算する。

★ (13) 団体乗車券（団券）の発行

[発行の原則]

- ・ 出発日の**1ヵ月前**から**11日前**に発行する。  
(小口団体の申込期間は出発日の**9ヵ月前**から**14日前**まで)
- ・ 端末装置により自動発券する。  
(大口団体その他自動発券できないものは手作業発券)
- ・ 全行程に対して、1枚の団体乗車券を発行する。  
(分割輸送などの場合は2枚以上となる)

**【普通団体の計算例1】** (P126往復乗車)

申込人員大人30人小児3人、確定人員大人29人小児2人で構成する普通団体が次の行程で旅行をする場合

[第1期]	5月30日(金)	東京	$\xrightarrow[\text{(営) 366.0 km}]{\text{新幹線「ひかり号」普通車指定席}}$	名古屋
	(通常期)			
[第2期]	6月3日(火)	名古屋	$\xrightarrow[\text{新幹線「ひかり号」普通車指定席}]{} \text{東京}$	東京
	(閑散期)			

**1. 打切区間ごとの普通運賃を合算する。**

[打切区間]	[大人普通運賃]	[小児普通運賃]
東京都区内→名古屋市内	6,380円	3,190円
名古屋市内→東京都区内	6,380円	3,190円
1人あたり普通運賃合計	12,760円	6,380円

**2. 1人あたりの割引運賃を計算する。** (全行程第2期の割引率を適用)

1人あたり大人割引運賃	12,760円	$\times (1 - 0.15) =$	10,846円	$\rightarrow$	10,840円
1人あたり小児割引運賃	6,380円	$\times (1 - 0.15) =$	5,423円	$\rightarrow$	5,420円

**3. 全員の団体旅客運賃を計算する。** (無賃扱人員を差し引く)

大人	10,840円	$\times (29 - 1)$ 人	=	303,520円
小児	5,420円	$\times 2$ 人	=	10,840円
団体旅客運賃合計				314,360円

**4. 1人あたりの料金を合算する。** (団体割引はない)

	[大人]	[小児]
東京→名古屋	4,710円	2,350円
名古屋→東京	4,510円	2,250円
1人あたり料金合計	9,220円	4,600円

**5. 全員の料金を計算する。** (無賃扱いはすべての料金にも適用)

大人	9,220円	$\times (29 - 1)$ 人	=	258,160円
小児	4,600円	$\times 2$ 人	=	9,200円
団体旅客料金合計				267,360円

**6. 団体旅客運賃・料金の総額を計算する。**

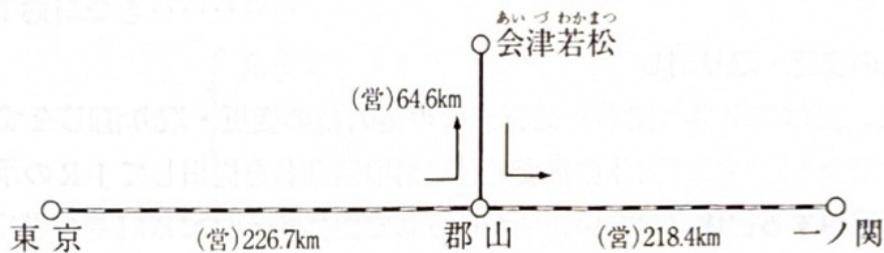
運賃 314,360円 + 料金 267,360円 = 581,720円

**【参考】 この団体の指定保証金**

指定保証金収受人員  $(30 + 3)$ 人  $\times 0.9 = 29.7 \rightarrow 29$ 人

指定保証金  $300$ 円  $\times 29$ 人 = 8,700円

【普通団体の計算例2】 (P126分岐区間別計算)



上記の例で、連続乗車の場合は、

東京都区内→会津若松	(291.3km)	5,170円	} 計10,340円
会津若松 → 一ノ関	(283.0km)	5,170円	

のように乗車する順に従って計算するが、以下のように分岐乗車区間(郡山～会津若松間)を分離して計算することもできる。

その計算方は次のとおりである。

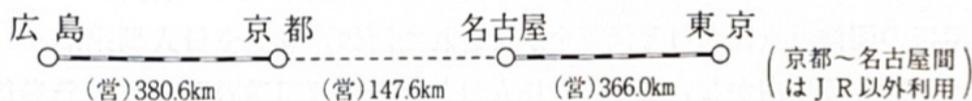
東京都区内→一ノ関	(445.1km)	7,480円	(小児3,740円)
郡山 → 会津若松	(64.6km)	1,170円	(小児 580円)
会津若松 → 郡山	(64.6km)	1,170円	(小児 580円)

---

1人あたり普通運賃合計	9,820円	(小児4,900円)
-------------	--------	------------

なお、分岐乗車区間(郡山→会津若松)は往復でなくても(片道でも)よい。

【普通団体の計算例3】 (P126不乗通算)



上記の例で、実際に乗車する区間の運賃は

広島市内 → 京都市内	(380.6km)	6,600円
名古屋市内→東京都区内	(366.0km)	6,380円
合計		12,980円

であるが、京都→名古屋間を不乗通算すると、

広島市内→東京都区内	(894.2km)	11,880円
------------	-----------	---------

であり、1,100円低額となるので、不乗通算で計算する。

なお、不乗通算で運賃を計算(団券を発行)する場合は、団体旅行申込書にあらかじめ「京都・名古屋間不乗通算」の例で記入し、承諾を受けなければならない。

## 2. 団体乗車券の変更・取り消し・払い戻し等

### (1) 申込人員の変更・取り消し

運送引受後、団体乗車券（団券）発行前に申込人員の変更・取り消しをする場合は、特に定める場合を除いて「団体旅行変更・取消申込書」を提出してJRの承認を得る。

#### ①指定席を利用する団体（指定保証金が付された団体）

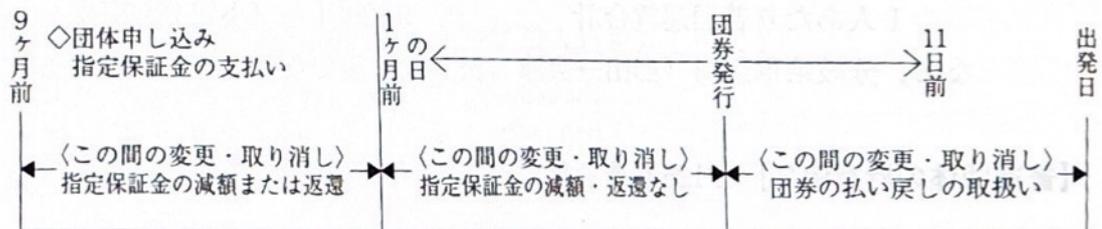
指定保証金（申込人員×0.9→端数切り捨て×300円）は、運送引受後で団券発行前の申込金の性格をもつもので、団券発行後は、指定保証金は関係なく、一部または全部の払い戻しの場合は払戻手数料で処理する。

##### ア. 団券発行前の変更・取り消し

- ・1ヵ月前の日の前日まで…指定保証金の減額または返還をする。
- ・1ヵ月前の日以降……指定保証金の減額や返還はしない。

##### イ. 団券発行後の変更・取り消し

人員減の場合の払戻可能人員は、団体構成の最低人員までと、減少人員が3割を限度として払い戻しができる。なお、無賃扱人員が減少する場合はその人員分は払い戻しはできない。



#### ②旅客車専用扱の団体（責任人員と保証金が付された団体）

JRの責めに帰する事由がない限り、責任人員と保証金は団券の発券前・発券後に関わらず、変更されない。

##### ア. 団券発行前の変更・取り消し

- ・人員減の場合……責任人員（貸切定員×0.9）分の団体旅客運賃・料金が必要
- ・全部取り消しの場合…保証金（団体旅客運賃総額×0.1）は返還されない。

##### イ. 団券発行後の変更・取り消し

- ・人員減の場合……責任人員を超える人員分が払い戻しの対象で所定の払戻手数料がかかる。
- ・全部取り消しの場合…所定の払戻手数料+保証金が差し引かれる。

#### ③自由席団体

指定券を必要としない小口団体は、団体構成の最低人員までと、申込人員の3割を限度として減少した人員分の払い戻しができる。

団券発行後の全部取り消しの場合、始発駅出発時刻までに限り団券1枚につき220円の払戻手数料が差し引かれる。（急行列車の自由席の場合、急行料金は無手数料）

★ (2) 団体乗車券の払戻手数料

- 団券1枚につき……………220円
- 指定席1席につき
  - 乗車日の2日前まで……………340円
  - 前日～<sup>※</sup>2時間前まで……………30%（3割）最低340円
- 未指定特急券1枚につき一券面表示の乗車日まで……………340円  
（座席未指定券）

(注1) 220円の払戻手数料は、人数に関係なく団券1枚につき220円である。  
 (注2) 指定席（※「出発時刻の2時間前まで」以外）、未指定特急券は、個人の場合と同様である。  
 ※個人は「出発時刻まで」  
 (注3) 人員減の場合は、旅行終了後に発行箇所払い戻しをする。

(3) 出札証明と改札証明

団券発行後の人員減少の取扱いは、「出札証明」と「改札証明」があり、いずれも払い戻しができるのは、前記の定められた人員までで、旅行終了後に払い戻しを受ける。

①出札証明

① 出発前にあらかじめ減少人員が確定していて指定席が取り消しできる指定席利用団体は、取消人員・列車名・席番・取消日時などを団券別紙裏面の「出札証明欄」に証明を受ける。

②改札証明

- ア. 出発間際の人員減少で、出札証明を受ける時間がないときは、乗降のつど、実際乗降人員を団券別紙裏面の「改札証明欄」に証印（駅名小印）を受ける。
- イ. その後の行程で指定席の取り消しが可能な場合は、改札証明欄の下部余白に出札証明と同様の証明を受ける。
- ウ. 改札証明は、指定券の取り消しをしていないので、指定券の料金は無効となるが、運賃および自由席の料金が払い戻しの対象となる。

(4) 団体乗車券変更

団体乗車券は、原則として乗車変更はできないことになっているが、団体乗車券を使用開始後の場合で、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、区間変更・指定席変更および乗車列車等の変更をすることができる。

なお、**指定券に関する変更は、列車出発時刻の2時間前までに申し出た場合に限り取扱う。**

### ①区間変更

運賃は、変更区間と不乗区間の無割引の普通運賃を比較して、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

自由席特急券や普通急行券などの料金は、すでに収受した料金と、実際乗車区間の料金を比較して、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

### ②指定券変更

同じ列車で区間または利用設備を変更することで、すでに収受した料金と実際乗車区間の料金を比較して、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

### ③乗車列車等の変更

運賃は、区間に変更がない場合は収受しない。

料金は、変更前と変更後を比較して、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。

## (5) 団体乗車券の紛失

団体乗車券を紛失した場合は、別に旅客運賃・料金を収受しないで、団体乗車券の再交付を請求できる。この場合、紛失した団体乗車券が払い戻しをしていないことを確認し、団体旅行引受書を呈示しなければならない。